

令和4年10月24日

お客さま各位

帯広信用金庫

「個人情報の取扱い」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国銀行協会は令和4年11月より電子交換所を設立することを決定し、全国各地の手形交換所で実施していた手形・小切手の交換業務を電子交換所に集約することとしており、当金庫も、電子交換所への参加を予定しております。

これに伴い、ホームページで公表している「個人情報の取扱い」について下記のとおり改定いたします。

記

1. 改定する項目

- 「個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供ならびに利用について」
 - 「電子交換所における不渡情報の共同利用について」
- ※（２）の標題を「個人情報の共同利用について」から上記に変更いたします。

2. 主な改定内容

- 当金庫が加盟する個人信用情報機関に登録し、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用される登録情報の変更

変更前		変更後	
登録情報	登録期間	登録情報	登録期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	削除	削除
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	同左

(2) 電子交換所への参加に伴う文言の訂正

※新公表文は下記をご参照ください。

電子交換所における不渡情報の共同利用について

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客様および当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で後掲(1)に掲げる情報の還元、当座取引開設、貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おき願います。

(1) 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人。以下同じです。)および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

1. 当該振出人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書)
2. 当該振出人について屋号があれば、当該屋号
3. 住所(法人であれば所在地)(郵便番号を含みます。)
4. 当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号)
5. 生年月日
6. 職業
7. 資本金(法人の場合に限ります。)
8. 当該手形・小切手の種類および額面金額
9. 不渡報告(第1回目不渡)または取引停止報告(取引停止処分)の別
10. 交換日(呈示日)
11. 支払銀行(部・支店名を含みます。)
12. 持出銀行(部・支店名を含みます。)
13. 不渡事由
14. 取引停止処分を受けた年月日

(注) 上記1.～3.に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届け出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

(2) 共同利用者の範囲

1. 電子交換所(一般社団法人全国銀行協会)
2. 電子交換所の参加金融機関

(3) 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称等

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

代表者氏名等は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/clearing/>

3. 改定日

令和4年11月4日(金)

以上